

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、高松広域都市計画道路事業について次のとおり公告する。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
高松広域都市計画道路事業 3・2・102号中新町詰田川線、3・3・109号福岡三谷線及び3・5・127号詰田川牟礼線
- 2 施行者の名称  
香川県
- 3 事務所の所在地  
高松市番町4丁目1番10号
- 4 事業地の所在  
収用の部分 高松市上福岡町字下代、観光町字川下、松島町字洲端及び3丁目並びに木太町字洲端地内